

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成27年7月1日  
北陸電力株式会社

当社は、本日(7月1日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>(以下、「保安規定」)の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

当社は、6月25日開催の第71回株主総会及びその後の取締役会において現職の支配人が全員退任し、支配人制度が廃止となりました。

今回、この支配人制度の廃止を反映し、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職位を「支配人又は特別管理職A級<sup>※2</sup>以上」から「特別管理職A級以上」にするため、国に変更認可申請をしました。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以 上

### ※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

### ※2 特別管理職A級

支配人と同等の職位であり、社長直属となる本店部長級の職位